

【稲城市】 ネットワーク整備計画

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合(%)

「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領(令和 6 年4月 26 日文科科学省)」では、教室内で主としてモバイル回線を用いている場合、必要なネットワーク速度が確保できていると判断する目安を、帯域の測定結果が 2Mbps 以上としています。

実態に即した測定結果となるように留意し、令和 6 年 11 月に測定を行った結果は次のとおりです。

学校種別	総学校数	必要なネットワーク速度が	
		確保できている (2Mbps 以上)	確保できていない (2Mbps 未満)
小学校	12 校	12 校(100%)	0 校(0%)
中学校	6 校	6 校(100%)	0 校(0%)
計	18 校	18 校(100%)	0 校(0%)

※測定場所は授業で使用している教室(3か所)とし、校舎内の離れた別の場所にて実施

※測定は授業で端末が活発に使用されている時間帯(時間をずらして 2 回測定)に実施

※測定値は2回測定した値の平均値とした

2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

本市はセルラーモデルの端末を用いて、モバイル回線で通信を行っています。

1 の測定結果から、全校で必要なネットワーク速度が確保できていることが確認できましたが、モバイル回線は、周囲の建物の状況の変化等によっても電波の状況が変わり、ネットワーク速度に影響を与えます。そのため、運用期間中において通信の不調が発生した場合は、随時通信キャリアに対応を依頼し、良好な通信環境を維持します。

なお、令和7年度に予定されている端末更新では通信キャリアが変わる可能性もありますが、導入前の電波調査、改善策の実施、運用中の電波不良箇所の改善等を実施し、良好な通信環境を維持します。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

1 の測定結果から、全校で必要なネットワーク速度が確保できていることが確認できましたが、ネットワーク速度の不備、その他通信に関する不備が生じる場合は、通信キャリアと随時協議し、必要な対策を行います。

(3) 課題の解決方法と実施スケジュール

モバイル回線の通信の不調は、主に電波の入りが悪いことに起因します。通信の不調が発生した場合には、通信キャリアと随時協議し、必要な対策を行います。